

子育てについて

★ こどもに関する手当や助成制度

① 児童手当

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育しているかたに支給されます。手当の支給を受けるためには、申請(認定請求)を行う必要があります。(公務員の方は勤務先で手続きをしてください。)

支給額 3歳未満

【第1、2子】……………月額15,000円

【第3子以降】……………月額30,000円

3歳～高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童)

【第1、2子】……………月額10,000円

【第3子以降】……………月額30,000円

② こども福祉医療費

高校生世代まで※のこどもを対象に、その保護者に対し、保険診療に係る自己負担額から医療取扱機関ごとに1日上限800円、ひと月の上限1,600円を差し引いた額を助成します。(保険薬局での調剤は、全額助成)

※令和5年4月より、対象が中学生から高校生世代まで拡大。

手続き 各地域センター

問 こども政策課・助成係 ☎095-829-1270

申請の翌月から支給対象となります。

※事由の発生が月末の場合は、15日以内に申請してください。

③ 自立支援医療(育成医療)給付制度

問 こども政策課・助成係 ☎095-829-1270

身体に障害がある児童などが、障害を改善するために、指定された医療機関(病院、薬局など)で手術などの治療を受ける場合、医療費の一部を公費で負担します。給付を受けるためには、事前に申請が必要です。

対象 申請者(保護者)が長崎市に住所を有する18歳未満の児童で、身体に障害がある、または、治療を行わないと将来障害が残ると認められるかたが、手術等による確実な治療効果が期待できる場合対象となります。

※治療期間は原則3か月以内で、内科的な治療のみでは対象となりません。

※申請者(保護者)が一定の所得以上の場合対象とならないことがあります。

《対象となる障害と治療例》 詳しくはお問い合わせください

- 肢体不自由(先天性股関節脱臼、先天性内反足、脳性麻痺、筋性斜頸など)
- 視覚障害(斜視、眼瞼下垂症、白内障など)
- 聴覚・平衡機能障害(外耳道閉鎖、慢性中耳炎、先天性耳奇形、小耳症など)
- 音声・言語・そしゃく機能障害(口蓋裂、口唇裂、唇顎口蓋裂など)
- 心臓機能障害【手術の場合】(心室心房中隔欠損症、ファロー四徴症など)
- 腎臓機能障害(腎臓移植術[抗免疫療法を含む]人工透析療法など)
- 小腸機能障害(中心静脈栄養法など)
- 肝臓機能障害(肝臓移植術[抗免疫療法を含む]など)
- その他の先天性内臓障害(先天性食道閉鎖症、尿道下裂など)
- 免疫機能障害(HIV感染症、抗HIV療法など)

給付額 所得に応じて異なります。

手続き 各地域センター





④小児慢性特定疾病医療給付制度

問 こども政策課・助成係 ☎095-829-1270

小児慢性特定疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童が、指定された医療機関(病院、薬局、訪問看護事業所など)で医療を受ける場合、医療費の一部を公費で負担します。

対象 申請者(保護者)が長崎市に住所を有する18歳未満の児童(引き続き治療が必要な場合は20歳到達まで)で、厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっているかた。

《対象となる疾患》 詳しくはお問い合わせください

16疾患群801疾病が対象です。

- 悪性新生物 ●慢性腎疾患 ●慢性呼吸器疾患 ●慢性心疾患 ●内分泌疾患 ●膠原病
- 糖尿病 ●先天性代謝異常 ●血液疾患 ●免疫疾患 ●神経・筋疾患 ●慢性消化器疾患
- 染色体または遺伝子に変化を伴う症候群 ●皮膚疾患 ●骨系統疾患 ●脈管系疾患

給付額 所得に応じて異なります。

手続き 各地域センター

※小児慢性特定疾病医療受給者で歩行困難な方はおもいやり駐車場制度を利用できます。(問 □P.21参照)

⑤骨髄移植等の理由により免疫を失われた方に対する予防接種再接種費用の助成

問 こども政策課・助成係 ☎095-829-1270

骨髄移植等の医療行為を受けたことにより、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、再接種を受ける場合、一定の要件に該当する場合は、再接種に係る費用を長崎市が定める額まで助成します。

その場合、接種を受ける前に、長崎市の認定を受けていただく必要がありますので、事前に手続きを行ってください。

対象者 (1)～(3)をすべて満たすもの

- (1)骨髄移植等の医療行為により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されていること
 - (2)再接種を受ける日に長崎市に住民登録があること
 - (3)再接種を受ける日に20歳未満であること
- ※ただし、五種混合及び四種混合は15歳、ヒブは10歳、小児用肺炎球菌は6歳、BCGは4歳に達する日までとする。

対象の予防接種 (1)及び(2)のいずれも満たすもの

- (1)予防接種法に基づく種類の予防接種であること
※ただし、ロタウイルス感染症を除く。
- (2)過去に定期予防接種として接種済みであること

助成金額 再接種に係る費用(上限額があります。)

※ただし、抗体検査に係る費用及び医師が記入する意見書等の文書料は含みません。

⑥児童扶養手当

制度内容詳細は→(□P.53)

父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活安定と自立促進のため、対象児童を養育している方に支給されます。

対象 父母が離婚または母が婚姻によらないで懐胎し父または母と生計を同じくしていない児童、父または母が死亡した児童、父または母が重度の障害にある児童、父または母の生死が明らかでない児童、父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童、父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童、父または母が配偶者から暴力(DV)を受け、その配偶者に裁判所から保護命令が出された児童を養育している方。

⑦市営住宅への子育て世帯の優先入居について

問 市営住宅管理センター ☎095-829-2991

市営住宅への子育て世帯の優先入居については、市営住宅管理センターへお問い合わせください。

⑧子育て住まいづくり支援費補助金

問・手続き 住宅政策室 ☎095-829-1189

中古住宅の取得及び改修工事を行う子育て世帯の方に対し、補助します。(妊娠中の世帯も含みます。)

詳しくは住宅政策室へお問い合わせください。

- ①多子世帯の中古住宅取得及び取得の際に行う住宅改修工事に係る経費 最大50万円
- ②子育て世帯の中古住宅の取得及び住宅改修工事に係る経費 最大40万円

※多子世帯とは、満18歳未満の子が3人以上の世帯です。(妊娠中の世帯も含みます。)



子育てについて

★親子のふれあいや仲間づくり



①子育て支援センターに遊びにおいて

●子育て支援センターとは、子育て中の親子が気軽に立ち寄り、自由に遊んだり、交流、情報交換、相談ができる場所で、お住いの地区にかかわらず利用できます。対象は0歳～概ね3歳未満（発達支援特化型は0歳～小学校低学年）のお子さんと保護者、妊娠中の方です。見学も可能です！ぜひ、ご利用ください♪



★週6日開設★



★びよびよ

住所：中園町3-5
電話：095(845)2410
開設：月～土曜、10時～16時



★ピクニック

住所：茂里町2-38
電話：095(843)3555
開設：月～土曜、10時～16時



★きずな

住所：矢上19-1(駐車場あり)
東部地区にこにこセンター1階
電話：095(838)2220
開設：月～土曜、10時～16時



★みなみ

住所：竿浦町913(駐車場あり)
電話：095(878)2788
開設：日～金曜、10時～16時



★もりのクレヨン

住所：片淵1丁目13-13(駐車場2台)
電話：095(824)9211
開設：月～金、日曜、10時～16時
※土曜日が祝日の場合、日曜日も休館日



★風の子らんど

住所：戸石町500-574(駐車場あり)
電話：095(839)0306
開設：月～土曜、10時～16時



★ぴっぴ

住所：布巻町111-1(駐車場あり)
三和地域センター3階
電話：095(892)1138
開設：月～土曜、10時～16時



★ひなたぼっこ

住所：大浦町7-2
大浦児童センター1階
電話：095(822)2940
開設：月～土曜、10時～16時



★てとて

住所：三重町57-1(駐車場あり)
電話：095(801)6177
開設：月～土曜、10時～16時



★ふるさと

住所：深堀町5丁目712(駐車場あり)
電話：095(871)1777
開設：月～土曜、10時～16時



★ポテト

住所：滑石5丁目5-77
電話：095(856)8030
開設：月～土曜、10時～16時



★そらのクレヨン

住所：小江原3丁目20-10
(駐車場予約制)
電話：095(847)0080
開設：月～土曜、10時～16時



★あいあい

住所：平和町7番1号
電話：095(842)0017
開設：月～土曜、10時～16時



★みなと坂ポテト

住所：みなと坂2丁目25-12
(駐車場5台)
電話：080(1382)5969
開設：月～土曜、10時～16時



★週3日開設★

★おひさま

住所：西出津町2151(駐車場あり)
出津愛児園内
電話：0959(25)0067
開設：火・水・木曜、10時～15時



★発達支援特化型★

★nagasaki子ども発達サポートひろば「にこっと」

住所：三芳町3-5
市営三芳住宅E棟1階
(駐車場あり)
電話：095(842)0116
開設：月～土曜、10時～16時
※お子さんの発達が心配な保護者及び小学校低学年までの児童が安心して利用できるセンターです。



★あさひ

住所：茂木町75-10(駐車場あり)
茂木地域センター内
電話：095(836)1100
開設：月・水・金曜、10時～15時



★ひまわり広場

住所：琴海戸根町2573-1(駐車場あり)
中央こども園内
電話：095(884)2330
開設：火・水・木曜、10時～15時



※各子育て支援センターの毎月のイベントスケジュールや開館・休館情報などは、長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」をご確認ください。

※その他、不明な点に関しては、こども政策課 ☎095(829)1278まで

(令和7年4月現在)



②お遊び教室

問 とも家庭センター(子育てサポート課) ☎095-829-1255

公民館やふれあいセンターなどで、地域の民生委員・児童委員、主任児童委員等と協力しながら乳幼児を持つ親子の集団遊びや保護者同士の交流・育児相談を行っています。

対象 乳児～就学前児童及び保護者

時間 午前10時～午前11時30分(異なる所もあります)

費用 無料



③児童館・児童センター

児童館・児童センターでは、小さなお子さんが、保護者と一緒に遊んだり、小学生より大きいお子さんは、友達同士でいろいろな遊びを楽しんでいます。

対象 満18歳に満たない児童及びその同伴者の方(未就学のお子さんは、保護者同伴でご利用ください。)

時間 平日・下記の表のとおり
※夏・冬・春休み期間中及び土曜日は、9:00～18:00(ただし、長崎北児童館は除く)

開館時間 12:00～18:00 (※9:00～18:00)	大浦児童センター 土井首児童館 滑石児童館	大浦町7-2 柳田町45-3 滑石2丁目1-8	☎095-822-2307 ☎095-878-0365 ☎095-856-7653
10:00～18:00 (※9:00～18:00)	琴海児童館	琴海村松町704-5	☎095-884-0811
8:00～19:00 (±8:00～18:00)	長崎北児童館	滑石3丁目32-8	☎095-857-3636

費用 無料

休館日 日曜日・祝日・年末年始



子育てについて

④保育所等の園庭開放

問 各保育所、各認定こども園 ☎→(☐☐P.41～46)

未就園のお子さんと保護者が参加できるように園庭を開放しています。集団遊びの体験の場としてご利用ください。

対象 乳児～就学前児童

時間 時間等、保育所によって異なります(各保育所に直接お問い合わせください)

費用 無料(おやつ代・給食代が必要な所もあります)

⑤幼稚園の園庭開放

問 各幼稚園 ☎→(☐☐P.40)

未就園のお子さんと保護者が参加できるように園庭を開放しています。集団遊びの体験の場としてご利用ください。

〈以下は広告スペースです〉



こども(株)でも通園制度実施園(0歳6ヶ月～)

だいがく ★浦上園 ★浜町園

認定こども園(0歳2ヶ月～)

ぐんぐん育つ! 生きる力

学校 諏訪幼稚園

法人 諏訪幼稚園

園開放!!遊びにおいで!!

TEL.095-824-7583

長崎市上西山町18-1

⑥公民館

公民館では、次のようなサービスを行っています。お気軽にお越しください。

- Ⓐ 育成協・PTA等の社会教育関係団体へ貸館を行って活動場所を提供しています。
- Ⓑ 子育て講座開催のための学習相談に応じます。
- Ⓒ 子育て中でも参加しやすいように託児付の講座を開催しています。
- Ⓓ 家庭教育学級等の講座・講演会を開催しています。
- Ⓔ オンラインで図書の予約ができます。
- Ⓕ 育成協・PTA等の社会教育関係団体が自主家庭教育学級を開催しています。



	施設名	電話番号	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ
1	中央公民館	095-825-1948	○	○	○	○		
2	東公民館	095-838-3732	○	○	○	○	○	○
3	西公民館	095-861-5919	○	○	○	○	○	○
4	南公民館	095-825-0295	○	○	○	○	○	○
5	北公民館	095-845-6362	○	○	○	○	○	
6	滑石公民館	095-856-3751	○	○		○	○	○
7	香焼公民館	095-871-5213	○	○		○		
8	外海公民館	0959-24-0460	○	○		○	○	
9	三和公民館	095-892-1919	○	○		○	○	
10	戸石地区公民館	095-830-2937	○			○	○	
11	三重地区公民館	095-850-0142	○			○	○	
12	高浜地区公民館	095-894-2001	○			○	○	
13	野母地区公民館	095-893-2663	○			○	○	
14	黒崎地区公民館	0959-25-0136	○				○	
15	為石地区公民館	095-892-2637	○			○	○	
16	川原地区公民館	095-892-2477	○			○	○	
17	野母崎文化センター	095-893-2022	○					
18	琴海文化センター	095-885-2041	○				○	
19	琴海南部文化センター	095-884-0376	○				○	

親子あそび

くびがすわったら

重量あげ

立った姿勢で、こどものわきの下を支えます。胸の高さまで持ち上げて、さらに、お互いの顔が近づくようにゆっくり持ち上げます。
ゆっくりと上げたり、下げたりを繰り返します。



ゆらゆらブランコ

バスタオルや毛布などの真ん中に赤ちゃんを寝かせ、二人で両端をもって左右にゆっくりゆらします。
「ゆらゆらゆらすよー」と声をかけましょう。

★ 各種相談窓口

① こども・子育て関係の相談

こども・子育てイーカオ相談 **問** こども家庭センター(子育てサポート課) ☎095-829-1255

子育て全般に関する相談は、相談専用ダイヤルへおかけください。

泣きやまない!飲んでくれない!夜、眠ってくれない!園や学校へ行き渋る!言うことを聞かない!
そして、イライラ状態に陥りこどもをみると叩きたくなったり…。

相談専用ダイヤル

はいっとうじます みんなにっこり

☎095-822-3725

平日:午前8時45分～午後5時30分(祝日・年末年始除く)

LINEやメール、オンライン、窓口でも相談できます。

お問い合わせはコチラ



Column

発育・発達の相談をしたい時は?

「なかなか言葉が出ない」、「動きが多い」、「お友達との関わりが苦手」などのご心配がある時、お子さんの発育・発達の状態や年齢に応じて、様々な相談先や支援があります。

- 乳幼児健康診査:4か月、1歳6か月、3歳、5歳時に、お子さんの成長・発達の確認を行います。(□□P.19参照)
 - 療育:児童発達支援、放課後等デイサービス、病院などで、個別・集団による訓練やペアレントトレーニングを行います。(□□P.33参照)
 - 子育て支援センター「にこっと」:お子さんの発達が心配な保護者と赤ちゃんから小学校低学年までのお子さんが気軽に集い、交流や様々な相談ができる場所です。(□□P.24参照)
 - 巡回相談:保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校を対象に、巡回相談を行います。ご希望の場合は、お子さんが在籍されている園や学校にご相談ください。
 - 就学相談:学習や集団参加などに不安がある幼児・児童・生徒の就学等に関する相談を受けています。(□□P.28参照)
- この他にも様々な相談先や支援があります。迷った時は、こども・子育てイーカオ相談へご相談ください。

児童虐待・非行等

問 長崎こども・女性・障害者支援センター(県)

☎095-844-6166

児童相談所全国共通ダイヤル

いち はや く
局番なしの ☎189番

ひとり親家庭等相談

子どもの養育相談、ひとり親の自立支援、就労の支援、寡婦の方の相談や指導を行っています。

相談時間 月～金:午前8時45分～午後5時30分(祝日・年末年始を除く)

問 こども政策課・助成係 ☎095-829-1270

就業相談、講習会の実施、弁護士による専門相談(要予約)等を行っています。(父子家庭の方の相談にも応じています)

相談時間 月～金:午前10時～午後6時(祝日・年末年始を除く)

問 長崎県ひとり親家庭等自立促進センター
YELL(エール)ながさき ☎095-801-4445

いじめ・体罰・虐待等

問 子どもの人権110番(国:長崎地方法務局)

☎095-827-7831 または ☎0120-007-110

相談時間 平日:午前8時30分～午後5時15分

親子の心の相談

問 こども家庭センター(子育てサポート課) ☎095-829-1255

お子さんへの関わり方で悩んでいる保護者の相談に専門の医師等(小児科医・精神保健福祉士)が応じます。相談には予約が必要です。相談無料。

相談 小児科医・精神保健福祉士 それぞれ月1回

★障害児の相談

問 障害福祉課 ☎095-829-1141
長崎市障害福祉センター(もりまちハートセンター)
☎095-842-2525
月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

障害児とその家族の地域での生活を支援するための相談を行います。

相談 平日:午前8時45分～午後5時30分

非行・問題行動

問 長崎少年鑑別所(法務少年支援センターながさき)(国)
☎095-847-2460

相談 月～金 午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

②教育の相談

いじめ等相談

問 学校教育課 ☎095-829-1195
相談時間 平日:午前9時～午後5時

不登校等相談

問 長崎市教育研究所 ☎095-825-2932
相談時間 平日:午前9時～午後5時

就学相談

問 長崎市教育研究所 ☎095-825-2932
学習や集団参加等に不安のある幼児・児童・生徒の就学等に関する相談。
相談時間 平日:午前9時～午後5時

③生活相談

親権・家庭環境などの相談

問 長崎家庭裁判所 ☎095-822-6151

夫婦や家族、恋人のこと、人間関係、セクハラ、DVなどの相談

問 アマランス相談(人権男女共同参画室) ☎095-826-4417
※予約優先
毎日 午前10時～正午、午後1時～午後4時
(年末年始を除く)
水曜夜間電話相談:午後6時～午後8時
(祝日・年末年始を除く)

法律問題に係る相談

問 自治振興課(市民相談窓口) ☎095-829-1231
月・火・木曜日(祝日のときは休み)午後1時～午後4時
※相談内容の事前聞き取りを行いますので、事前にお問い合わせください。

犯罪被害者等の支援に関する相談

問 自治振興課 ☎095-829-1211
平日:午前8時45分～午後5時30分(年末年始を除く)

こども相談センター

いじめや不登校、ヤングケアラーなど、主にこどもからの相談に対応します。

悩んだり、苦しんだりするこどもが、ひとりで抱えることなく、気軽に相談できます。

学校生活だけでなく、学校以外における悩みなど、様々な悩みに対して、専門のスタッフが話を聴いたり、必要に応じて専門機関を紹介したりして、一人一人に寄り添います。

対象 主に、小学生から高校生のこども

相談時間 平日:午前8時45分～午後5時30分(祝日・年末年始除く)

問 長崎市こども相談センター ☎095-829-1122

学びの支援センター「ひかり」

問 長崎市教育研究所 ☎095-825-2932
「ひかり」教室は、不登校児童生徒に対して、学校への登校をはじめとする社会的自立にむけた力を育むことを目的とした教室です。

相談時間 平日:午前9時～午後5時

ヤングテレホン(県警少年サポートセンター)

問 ☎0120-786-714 (なやむなひとよ)

相談時間 平日:午前9時～午後5時45分

24時間子供SOSダイヤル(親子ホットライン)

問 ☎0120-0-78310

相談時間 24時間対応

人生・家族・対人・医療・教育・性などの相談

問 長崎いのちの電話 ☎095-842-4343

月～日曜日 午前9時～午後10時
(毎月第1・第3土曜日は24時間対応)

消費生活(多重債務・製品事故も含む)に係る相談

問 消費者センター ☎095-829-1234

火～日曜日 午前10時～午後5時
(月曜日・年末年始は休業)

月曜日が祝日の場合は開業し、その翌平日が休業日です。

女性に関する相談

問 長崎こども・女性・障害者支援センター(県)
☎095-846-0560

不登校・ひきこもり・ニート等に関する相談

問 長崎県子ども・若者総合相談センター「ゆめおす」
☎095-824-6325

月・火・水・金・土 午前10時～午後6時

定休日 日・木・祝日・年末年始

★生活支援・一時的な預かり

①ファミリー・サポート・センター

問 ファミリー・サポート・センターながさき ☎095-829-6244 長崎市社会福祉協議会(恵美須町4-5)

地域の中で、子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となって、自宅での預かりなどの一時的な子育ての助け合いを行います。

対象 「おねがい会員」…市内または時津・長与町にお住まいで、原則生後0か月～小学生までの保護者(事前登録が必要)
「まかせて会員」…市内にお住まいで、自宅で子どもを預かることができる人(所定の研修を受講)

援助内容 保育所・幼稚園までの送迎や保育終了後の預かり、通院や冠婚葬祭など保護者の外出時の預かりなど

利用料 曜日や時間帯により、1時間700円～900円

②子育て世帯訪問支援事業

問 こども家庭センター(子育てサポート課) ☎095-829-1255

家事、育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を、訪問支援者が訪問し、家事、育児等の支援を行います。

対象 近くに支援者がおらず、家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦のいる家庭で、訪問支援が必要なご家庭(市内にお住まいで、18歳未満のお子さんがいる家庭)
※ヤングケアラー、保護者または児童に疾病や障害がある、身近に支援者がおらず精神・身体的負担がある、多胎児 等対象となる家庭の状況があり、市の審査後、利用の可否が決定します。

援助内容 家事支援(食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行など)
育児支援(保育所等への送迎、一時的な子どもの保育など)
※1回の訪問につき2時間程度の支援を基準とします

利用料 世帯の区分に応じて料金が異なります



③乳児期家事代行サービス事業

問 こども家庭センター(子育てサポート課) ☎095-829-1255

赤ちゃんがいる子育て世帯が利用する家事代行サービスの助成を行います。

対象 ・利用日に長崎市に住民票があり、1歳未満のこどもがいる世帯

援助内容 掃除、調理、洗濯、買い物などの日常的に行っている一般的な家事(1回あたり2時間程度、1日に1回まで)

利用料等 1回あたり500円 お子さんお一人につき6回まで(例:双子は12回まで)



④病気や出産で子どもの面倒を見ることができないとき

問 こども家庭センター(子育てサポート課) ☎095-829-1255

ショートステイ(宿泊)

保護者が一時的に児童の養育が困難となった時に、概ね7日以内の期間で、児童を児童養護施設等でお預かりします。

トワイライトステイ(夜間または休日)

仕事等の理由により、夜間または休日に家庭で児童を養育する事が困難となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的にお預かりします。

※両事業とも市の審査後、利用の可否が決定します。

施設 1歳～18歳未満…浦上養育院(石神町)、マリア園(南山手町)、明星園(磯道町)
0歳～18歳未満…光と緑の園(大村市)
1歳未満…バオバブの家(長崎市)
小学生～18歳未満…山崎ホーム(長崎市)

⑤病児・病後児保育

お子さんが病気または病気回復中で保育所等に行けず、家庭で育児ができない場合に、お子さんを一時的にお預かりする施設です。

スマートフォンでの
確認はコチラ▶



中央橋こどもデイケア「あひるっこルーム」

江戸町5-14 月香園ビル4階

【ふくだこどもクリニックに付設】 ☎095-821-8867

病児保育にこにこルーム

本原町1-23【中山小児科クリニックに付設】

☎095-843-5327

病児保育室「あおむし」

かき道3丁目2-9

【幼保連携型認定こども園かき道ピノキオこども園に付設】

☎095-838-5514

病児保育「クローバー」

滑石2丁目9-9【りゅうキッズクリニックに付設】

☎095-865-6559

病児保育室「てって」

愛宕4丁目19-11

【幼保連携型認定こども園 愛宕ピノキオこども園に付設】

☎095-823-5074

病児保育室ごろごろ

坂本1丁目8-30ハイバレー1 2F

【認定こども園キンダーフィールドに付設】

☎095-843-6118

病児保育「ねんねこ」

深堀町1丁目11-5【森の風保育園に付設】

☎095-893-6171

病児保育チェリー

新小が倉2丁目2-11

【幼保連携型認定こども園さくら幼稚園・さくらんぼ保育園に付設】

☎095-893-6663

⑥保育所等での一時預かり・一時保育

実施園の確認は→□□P.42～46

保護者の方のいろいろな事情で、一時的に保育が必要なお子さんを、認可保育所等でお預かりします。
保育時間や利用料は、各実施園で異なりますので、一時預かり・一時保育実施園へ直接お問い合わせください。



⑦乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保護者の立場からの必要性に対応する「一時預かり」等と異なり、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくよう、こどもの育ちを応援する制度です。

保育所、認定こども園、幼稚園等に通っていない0歳6か月～満3歳未満のこどもを対象に、月10時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位でお預かりします。



親子あそび

6か月～

いないいないばあ

手を使ってやるだけではなく、ハンカチやタオルで顔を隠して顔を出します。カーテンを使ったり、いろいろないないいないばあを楽しみましょう。



8か月～

ひこうきブーン

大人は寝転び、赤ちゃんを膝から下の足に乗せ、支えながら足をゆっくり上下左右に動かしたり、傾けます。不安定な場合は、赤ちゃんが落ちないように、サポートしてあげましょう。

児童虐待とは・・・

虐待は、こどもに対する極めて重大な人権侵害です。

身体的虐待

- なぐる、ける、首をしめる、熱湯をかける、おぼれさせる、タバコの火を押しつける、からだを激しく揺さぶる・・・など

保護の怠慢・拒否(ネグレクト)

- 食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車や家に置き去りにする、病気やけがなどをしても病院に連れて行かない、家に閉じ込める・・・など
- 一緒に暮らしている人がこどもを虐待しているのに、親が見て見ぬふりをする

性的虐待

- 性交や性的な行為を要求する、ポルノの被写体にする・・・など

心理的虐待

- 「産むんじゃない」「死んでしまえ」などのひどい言葉で傷つける、わざと無視する、ほかのきょうだいと差別をする・・・など
- こどもの目の前で、夫・妻やパートナーがその相手に暴力をふるうこと(DVを目撃させてしまうこと)

虐待が疑われる親子に気づいたら・・・

虐待通告は、私たちの義務です。

虐待かもしれない・・・という段階でも、連絡(通告)してください。
こどもだけでなく、親も援助を求め苦しんでいることが多いのです。

親子を救うために、必ずお電話ください。

虐待しているかも・・・、虐待してしまいそう・・・と不安な保護者のかたへ

- 子育てでイライラしてしまいこどもを怒ってしまう
- こどもがかわいくないと思ってしまう
- こどもに関心がない など

**1人で悩まないで、まずお電話ください。
こども本人からの相談も受け付けています。**

こどもを虐待から守るための5か条

- ① 「おかしい」と感じたら迷わず連絡
通告は義務=権利
- ② 「しつけのつもり・・・」は言い訳
こどもの立場で判断
- ③ ひとりで抱え込まない
あなたにできることから即実行
- ④ 親の立場よりこどもの立場
こどもの命が最優先
- ⑤ 虐待はあなたの周りでも起こりうる
特別なことではありません

こどもについての各種相談は、
☐☐ P.27～28→各種相談窓口をご覧ください。

こども・子育てイーカオ相談専用ダイヤル

相談時間 平日 午前8時45分～午後5時30分
(祝日・年末年始除く)※LINE相談のみ午後5時まで

その他にも、こども家庭センター(子育てサポート課)への直通電話もあります。

こどもの命に関わるような緊急の場合には、児童相談所や最寄りの警察署へ連絡してください。

長崎市を管轄する児童相談所
長崎こども・女性・障害者支援センター

児童相談所全国共通ダイヤル

はいっとうじます みんなにっこり
☎095-822-3725

(直通)☎095-829-1255

☎095-844-6166

いち はやく
☎189番

★ 障害のあるこども

①手帳の交付

問 障害福祉課・福祉係 ☎095-829-1141

手続き 各地域センター

身体障害者手帳

身体に障害のある児童が各種サービスを受けやすくするために手帳を交付しています。

対象 視覚や聴覚、肢体不自由、音声・言語機能、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能等に永続すると認められる障害のある児童

療育手帳

知的障害のある児童が各種サービスを受けやすくするために手帳を交付しています。

対象 長崎こども・女性・障害者支援センターにおいて知的障害があると判定された児童

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある児童が各種サービスを受けやすくするために手帳を交付しています。

対象 長崎こども・女性・障害者支援センターにおいて精神障害があると判定された児童

②手当や医療費

障害児福祉手当

問 障害福祉課・福祉係 ☎095-829-1141

対象 在宅の20歳未満で重度の障害のある児童に手当を支給します。

支給額 月額16,100円

手続き 各地域センター

特別児童扶養手当

問 こども政策課・助成係 ☎095-829-1270

対象 身体または精神に障害のある20歳未満の児童を監護、養育している父母または養育者に手当を支給しています。
※ただし、所得等制限があります。

支給額 月額：1級(重度)56,800円、2級(中度)37,830円

手続き 各地域センター

心身障害者福祉医療費

問 障害福祉課・福祉係 ☎095-829-1141

対象 身体障害者手帳1～3級、または療育手帳A1、A2、B1、精神障害者保健福祉手帳1級の方が保険診療を受けたとき、その医療費の一部を公費で負担します。(子ども福祉医療(□□P.22)の対象者は除く。)

支給額 身体障害者手帳1、2級及び療育手帳A1、A2、精神障害者保健福祉手帳1級(通院医療のみ)、医療取扱機関ごとに一部負担金の額から1日につき800円(1か月につき、1,600円を限度)を差し引いた額
ただし、薬局の保険給付を受けたときは、一部負担金に相当する額

※身体障害者手帳3級及び療育手帳B1

医療取扱機関ごとに一部負担金の額から1日につき800円(1か月につき1,600円を限度)を差し引いた額の2分の1ただし、薬局の保険給付を受けたときは、一部負担金に相当する額の2分の1

手続き 各地域センター

自立支援医療(育成医療)給付

問 こども政策課・助成係 ☎095-829-1270

対象 身体に障害のある児童に対し、早い時期に治療し、将来生活していくために必要な能力を持たせるための医療を給付する制度で、指定医療機関において治療が受けられ、その医療費の一部を公費で負担します。

支給額 所得に応じて異なります。

手続き 各地域センター



③生活の支援

障害により日常生活が制限される方を支援するため、次のようなサービスがあります。また、利用にあたっては、事前に申請手続きが必要です。

費用 原則1割の利用者負担や食費などの実費負担があります。

ホームヘルパーの利用

問 障害福祉課・支援係 ☎095-829-1141

障害のために日常生活を営むのに著しく支障がある児童が、食事や入浴の介助、社会参加のため外出介助などのサービスを利用できます。

ショートステイの利用

問 障害福祉課・支援係 ☎095-829-1141

障害児を介護しているご家族が冠婚葬祭や疾病等の理由により介護できない場合に、施設への短期入所(宿泊・日中預かり含む)が利用できます。

障害児通所支援

問 障害福祉課・支援係 ☎095-829-1141

障害児が利用できるサービスとして、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等があります。

タイムケアの利用

問 障害福祉課・支援係 ☎095-829-1141

障害のある小学生～高校生を対象として、放課後や長期休暇時の活動の場を提供し、社会適応訓練などを行います。

交通費助成事業

問 障害福祉課・福祉係 ☎095-829-1141

●福祉タクシー

対象 市内にお住まいの在宅の方で次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳1、2級で常時車いす使用者
- ②療育手帳A1、A2所持者
- ③視覚障害1級で世帯全員が所得税非課税で各種条件に該当する方

助成内容 500円相当のタクシー利用券48枚を交付(リフト付タクシー利用可能)

●バス、電車、タクシー、ガソリン、船舶利用への助成

対象 身体障害者手帳1～3級、及び4～6級で70歳以上の方、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者

助成内容 年間3,000円(中学生以上5,000円)相当の助成

補装具の交付・修理

問 障害福祉課・福祉係 ☎095-829-1141

義足、車いす、補聴器等により身体的な不自由を補う必要がある時に、その交付や修理にかかる費用の一部を補助しています。(原則1割負担)

対象 身体障害者手帳保持者、障害者総合支援法の対象疾病患者(R7.4.1～376疾病)

手続き 各地域センター

日常生活用具の給付

問 障害福祉課・福祉係 ☎095-829-1141

特殊寝台や入浴補助用具、ストマ装具などの日常生活用具を給付しています。(原則1割負担)

対象 身体障害者手帳保持者、障害者総合支援法の対象疾病患者(R7.4.1～376疾病)

手続き 各地域センター

発達障害児への支援

問 障害福祉課・総務企画係 ☎095-829-1141

発達障害児・者のために関係機関と連携し、発達障害に対する課題等を把握するとともに、講演会開催やパンフレット配布など発達障害に対する啓発活動を実施しています。

児童発達支援センター(中核施設)

問 障害福祉課・総務企画係／支援係 ☎095-829-1141

地域における障害児支援の中核施設において、発達支援に関するサービス提供や相談に応じています。

●児童発達支援センターさくらんぼ園

☎095(842)2525 ※月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の8:45～17:30

●ながさきゆうゆう牧場 ホーシーセンター

☎095(892)3373 ※月～土曜日(祝日・年末年始を除く)の9:00～17:00

●児童発達支援センターげんき

☎095(878)9876 ※月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の9:00～17:00

●児童発達支援センターボランのひろば

☎095(839)5400 ※月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の8:30～17:30

第1・第3土曜日(祝日・年末年始を除く)の8:00～17:00